

新型コロナウイルス感染症に係る緊急要求書（第10次）

2022年1月27日

京都府知事 西脇隆俊 様

京都府職員労働組合

執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス感染症は第6波の広がりを見せ、京都でも感染者は過去最多を更新しています。

第5波の経験も踏まえ健康福祉部や保健所に応援者が配置されていますが、急増する業務に十分に対応しきれず、国も含め日々対応方針が変わっていく中で、超過勤務が増大していく状況です。

私たちは、府民のいのちとくらしを守ると同時に、職員の健康を守るために以下の点について緊急に申し入れますので、対応されますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応に係る執行体制の強化について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る執行体制については、急激かつ第5波に倍する感染拡大が生じている第6波の状況を踏まえ、検査、検体搬送、ファーストタッチ、健康観察、追跡調査など、全てにおいて件数と業務量が増大していることに対応し、知事をはじめ府のトップが、府民、医療関係者、職場に迅速かつ的確な発信を行うこと。

対応と対策を現場や部局任せにせず、責任を持って保健所や保健環境研究所、府立医大病院、洛南病院、健康福祉部や商工労働観光部、危機管理部などの現場の状況を把握し、日々変わる状況に応じた十分な体制の確保を図ること。

(2) トップの判断で、不要不急の事業やプロジェクト、京都府夢実現プラン、デジタル化等の事業は新型コロナ感染拡大の現局面の深刻な状況に即して翌年度への延期・見直しを行い、知事自身の言葉で「今は何を置いてもコロナ対応に全力をあげよう」とのメッセージを職員に発して、公衆衛生・医療の現場やコロナ対応関係部局の支援を全庁的に講じること。

(3) 全職員に正確な情報を提供し状況を共有するとともに、職員の人事異動・応援派遣については、画一的な割り当て、部分的な応援で対応することを原則とするのではなく、応援を受ける職場、応援職員を出す職場も納得できる「共感」をつくること。

応援・派遣で欠員となる職場や職員には説明責任を果たし、当該職場の執行体制については臨時の措置も含め具体的な措置を行うこと。

(4) 日々事態が深刻化する感染者への健康観察、疫学調査、自宅療養者支援、施設療養、経営支援の体制等の強化を具体的に講じること。

事務の一元化等、現場業務の軽減を図る対応を速やかに行うこと。

感染が拡大し、業務がひっ迫する現場にはワンストップで体制確保が図れる権限をもった部長職などを配置し、速やかな対応が図られるようにすること。

(5) 新たに設置され、また体制が拡充される職場の勤務条件について職員団体と人員体制や労働時間管理や規制も含め必要な協議・確認を行うこと。勤務・作業環境について、通信機器、空調や休憩室・仮眠室も含め安全衛生上の措置、職務に専念できるよ

- う必要な執務スペース、作業装備、冷蔵庫・レンジ・給湯設備等現場の要望に即し整備すること。
- (6) 新型コロナに対応する業務が追跡調査や健康観察、入院調整、各種相談をはじめ府民の生命ともかかわり切迫し、かつ量的にも増大し、それに伴うリスクも高まっており、業務により生じる課題や損害賠償請求などには職員の個人責任に帰すことがないよう、京都府として組織的に責任を持つこと。
- (7) 相談や指導等で個別職員が住民と接する業務について、必要な情報が共有されるようすること。

- (8) 自宅療養への方針転換はこれまでの医療体制の崩壊を示したものであり、対応を保健所任せにするのではなく、政府のすすめる公的・公立病床削減方針の撤回、入院病床の拡大、在宅診療体制の支援、保健所体制の充実など抜本的な感染症対策の強化を図ること。

2. 職員の健康確保について

- (1) 休憩時間を保障し、心身の健康確保を行うこと。
- (2) 長時間過密労働の解消、勤務間インターバルの確保等安全配慮義務を果たすこと。
- (3) 過労死基準を超える職員への休養と健康確保の措置を具体的に講じること。
- (4) 長時間・過密労働や府民対応に係る相談窓口などメンタルヘルス対策を講じること。
- (5) 労働基準監督署の指導を真摯に受け止め、現実に改善が図れるよう、増員による執行体制の確保を行うこと。
- (6) 深夜帰宅時にはタクシーチケットの支給などを講じること。
- (7) 職場近辺での宿泊施設の確保を行うとともに、公費宿泊制度を拡大すること。
- (8) 超過勤務の時間を正しく把握するとともに、事前・修正命令に基づく手当支給を、派遣先、元職場と連携して確実に行うこと。

3. 職場環境の改善

- (1) 土日、夜間の時間外において空調、暖房稼働を徹底すること。24時間体制の職場では、それに対応した配慮を行うこと。
- (2) 職場での感染対策を徹底すること。

4. 防疫手当の支給

保健環境研究所及び中丹西保健所での検査業務に係る防疫手当について、感染力の強いオミクロン株を扱うこと、第5波以上の感染拡大のもと、検査数の量的拡大により危険性が増している現場実態をリアルに受け止め、支給額の拡大を図ること。

5. 生活支援・経営支援

「府民に寄り添った地域活動緊急支援事業」はじめ、各地で取り組まれている食糧支援・生活相談事業に寄せられた府民の切実な実態を把握するとともに、雪害やコロナ禍で影響を受けている中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を行うこと。

府民と直接対話し、実情や要求を直接聴き取ることができる執行体制を確立するための人員増による職員配置を行うこと。

以上